

★平成 20 年度版税務ハンドブック正誤表

平成21年 3 月 6 日

	誤				正				更新日	
P78	■機械及び装置の耐用年数表 別表第二 番号45・55 について正しくは下記の表になります。									7月22日
	45	その他の小売 業用設備	ガソリン又は液化石油ガ ススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8	55	前掲の機械及び装 置以外のもの並び に前掲の区分によ らないもの	機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	10 17 8		
P82	2. 情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却の特別償却限度額欄 取得価額(特定機械装置等の取得分)は、取得価額× $\frac{50}{100}$ → 取得価額(特定機械～)は、取得価額× $\frac{70}{100}$ × $\frac{50}{100}$									9月29日
P104	■法人契約の生命保険に係る取扱い 注3「長期平準定期保険」の[]書き不等式 [その保険に加入した時の被保険者の年齢+保険期間×2>95(105)] → [その保険に加入した時の被保険者の年齢+保険期間×2>105]									10月22日
P114	■税額控除 6. エネルギー需給構造改革推進設備等を～の特別控除 [適用要件]の2行目 [取得価額200万円(一定の設備に係る基準取得価額は取得価額の $\frac{50}{100}$ 相当額)以上]の要件は削除となります。									9月29日
P148	4. 公的年金等の雑所得の計算 ■公的年金控除額 受給者が六五歳以上・未満 ()書き 六五歳以上(昭和19年1月1日以前生)・未満(昭和19年1月2日以後生)の者の場合となります。									平成21年 3月6日
P165 と P225	(2)個人住民税(道府県民税・市町村民税)所得割税速算表 の課税退職所得金額について 平成19年1月1日以降の課税退職所得金額に対する個人住民税額の計算は[課税退職所得金額 ×税率(道府県民税4%、市町村民税6%)×90%=特別徴収すべき税額]となります。									12月1日